

副

第8回黒潮町議会6月定例会会議録

平成24年6月6日 開会

平成24年6月15日 閉会

黒 潮 町 議 会

黒潮町議会 6 月定例会会議状況

月 日	曜日	会 議	行 事
6 月 6 日	水	本会議	開会・会期の決定・提案理由の説明
6 月 7 日	木	本会議	質疑・委員会付託・委員会
6 月 8 日	金	休 会	委員会
6 月 9 日	土	休 会	休会
6 月 10 日	日	休 会	休会
6 月 11 日	月	休 会	休会
6 月 12 日	火	本会議	一般質問
6 月 13 日	水	本会議	一般質問
6 月 14 日	木	本会議	一般質問
6 月 15 日	金	本会議	委員長報告・ 委員長報告に対する質疑、討論、採決・閉会

黒潮町告示第 34 号

平成 24 年 6 月第 8 回黒潮町議会定例会を次のとおり招集する。

平成 24 年 5 月 30 日

黒潮町長 大 西 勝 也

記

- | | | |
|-----|---|------------------|
| 1 期 | 日 | 平成 24 年 6 月 6 日 |
| 2 場 | 所 | 黒潮町本庁舎 3 階 議会議事堂 |

平成24年6月6日(水曜日)

(会議第1日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
		11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

10番 明神照男

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育委員長	山下一夫	教育長	坂本勝
教育次長	金子富太		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議長は会議録署名議員に次の二人を指名した。

1番 小松孝年

2番 下村勝幸

議事日程第1号

平成24年6月6日 9時00分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第4 議案第2号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第5 議員提出議案第13号から議員提出議案第14号
(提案理由の説明・質疑・討論・採決)

日程第6 議案第3号から議案第13号
(提案理由の説明)

●町長から提出された議案

議案第 1 号	平成 23 年度黒潮町立佐賀小学校校舎耐震補強・改修工事の請負契約の変更契約の締結について
議案第 2 号	教育委員会委員の任命について
議案第 3 号	専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）
議案第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
議案第 5 号	専決処分の承認を求めることについて（平成 23 年度国民健康保険事業特別会計補正予算）
議案第 6 号	専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度国民健康保険事業特別会計補正予算）
議案第 7 号	黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定について
議案第 8 号	黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について
議案第 9 号	平成 23 年度黒潮町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分について
議案第 10 号	平成 24 年度黒潮町一般会計補正予算について
議案第 11 号	平成 24 年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算について
議案第 12 号	土地の取得について
議案第 13 号	債権の放棄について

●議員から提出された議案

議案第 13 号	黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例について
議案第 14 号	黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則について

●委員会に付託した陳情

陳情第 8 号	障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書提出について
陳情第 9 号	郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書提出に関する陳情について
陳情第 10 号	伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書採択を求める陳情書について
陳情第 11 号	「女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数の削減に反対する意見書」採択の陳情について
陳情第 12 号	南海大震災に備えて、防災・減災・復興に女性の視点を入れることを求める陳情書について
陳情第 13 号	「消費税増税に反対する意見書」を求める陳情書について

議 事 の 経 過

平成 24 年 6 月 6 日
午前 9 時 00 分 開会

議長（山本久夫君）

ただ今から、平成 24 年 6 月第 8 回黒潮町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従いまして議案審議を行います。

諸般の報告をします。

初めに、欠席者の報告を致します。

明神照男君から欠席の届け出が提出されましたので、報告致します。

次に、議案第 6 号、専決処分の承認を求めることについてに関連する専決処分書、および平成 24 年度国民健康保険事業特別会計補正予算書を議会運営委員以外の方の議席に配付してますので、ご了承願います。

次に、報告第 30 号から第 33 号までが町長から、報告第 34 号から第 38 号までが監査委員から提出されました。議席に配付していますので、ご了承願います。

次に、本日までに受理した陳情書は、議席に配付しました文書表のとおりです。

陳情第 9 号および第 11 号から第 13 号までの 4 件を総務常任委員会に、陳情第 8 号および第 10 号の 2 件を教育厚生常任委員会に付託します。

次に、町長の行動報告および議長の行動報告につきましては、全員協議会でお手元に配付してますので、これをもって報告に代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

町長から発言を求められております。

これを許します。

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

平成 24 年 6 月第 8 回黒潮町議会定例会を招集致しましたところ、何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。今議会におきましても、慎重なご審議をよろしくお願い致します。

また、当町の監査委員をお務めいただいております金子良一さんが、多年のご功績が認められ、高知県町村等監査委員協議会から表彰を受けられることになりました。誠におめでとうございます。これまでのご功績につきましては、あらためて申し上げるまでもないところでございます。引き続き監査業務等を通じ、黒潮町の発展に寄与していただければと考えております。

それでは、行政報告をさせていただきます。

まず、国、県の公表を受けての地震・津波対策でございます。

去る 3 月 31 日に、南海トラフの巨大地震による震度分布、津波高の推計が国から第一次報告として公表され、黒潮町においては最大震度が 7、最大津波高が 34.4 メートルという、大変厳しい数字が示されました。

ただ、今回の推計は現時点の最新の科学的知見に基づき、最大クラスの地震、津波を想定したものであって、南海トラフ沿いにおいて次に起こる地震、津波を予測したものではなく、発生確率を念頭に地震、津波を想定したものでもございません。しかしながら、今回の公表内容が昨年東北地方太平洋沖地震の発生以降、慎重

に見直してまいりました黒潮町の防災計画と対策事業をさらに見直さなければならない、極めて深刻なものであるという現実を受け止めなければなりません。

そこで、黒潮町と致しましては、まず住民の皆さまの安全確保のために、津波対策を緊急かつ最重要課題と位置付けました。そして南海地震と向かい合い、この自然体災害といかに対峙し、うまく付き合っていくべきかという、黒潮町の防災計画の基本的な考え方を取りまとめてまいりました。その内容は、1人の避難放棄者も出さない防災施策の推進であり、あきらめない、揺れたら逃げる、より早く、より安全な所へという防災思想を住民の皆さまと共有していくことを目指したものでございます。

5月10日には、高知県から第1弾南海トラフ巨大地震による津波浸水予測図が公表され、地域別の浸水深の概要が明らかとなり、徐々にではございますが町の取るべき対策の概要も見えてまいりました。これらの情報を住民の皆さまに正しく、素早く伝えることと、この対策を地域とともに職員一丸となって取り組むため、防災対策職員地域担当制を組織して対応することと致しました。

さらに、今後公表される詳細な情報を精査するとともに、必要な情報の収集を重ね、防災計画の見直しや関連する都市整備計画等の見直し、そして、早期に防災対策事業の具現化を図ってまいります。

次に、新庁舎建設に向けての用地造成設計についてでございます。

新庁舎建設につきましては、平成23年3月11日の東日本大震災の状況を受け、建設予定位置を再検討を行い、昨年9月議会において通称スケン谷地区で進めることを公表致しました。併せて、用地測量ならびに用地造成設計の予算もご議決いただいたところでございます。

その後、用地測量と造成測量の分離発注の要請を受け、用地測量に取り掛かり、用地測量につきましては完了を致しました。

また、本年3月31日の内閣府有識者会議による日本一高い津波想定高の公表により、浸水区域に入るのはないかと心配し見合わせておりましたが、地域ごとの津波浸水域の公表で、高層の高さが浸水想定区域から外れることが判明致しましたので、議員全員協議会で造成設計測量に入る旨を報告し、5月19日、用地造成設計を発注致しました。何回かの計画協議を重ねながら進め、9月末ごろまでには造成設計を終わりたいと考えております。

次に、北郷あったかふれあいセンター開所についてでございます。

あったかふれあいセンター事業につきましては、平成23年度より拳ノ川地区にあったかふれあいセンターこぶしを設置し、憩いの場であるサロン事業を中心に、訪問活動や買い物などの外出支援等の各種事業を行い、佐賀北部地域を中心とする周辺地域の高齢者福祉の充実を図ってきたところでございます。

このあったかふれあいセンター事業につきましては、昨年度に策定した地域福祉計画においてアンケート調査や地域座談会で抽出された地域での見守り対策、交通手段の確保、買い物支援、相談体制の整備等、地域福祉にかんする課題について一括的に解決するための手法として位置付けるとともに、住民活動の手助けをする施設として、福祉だけではなく地域づくりの拠点として活用していただくことを目的にしている事業でございます。

本年度につきましては、あったかふれあいセンターこぶしを継続しつつ、新たに北郷地域にあったかふれあいセンター北郷を開設し、こぶし同様のサービスを展開することとしております。また、地域福祉計画で住民活動の手助けをする施設と位置付けたとおり、あったかふれあいセンターを中山間地域の活性化対策や地域づくりの拠点施設として、地域の皆さんに活用していただけるよう期待しているところでございます。

このあったかふれあいセンター北郷につきましては、事業の委託先である黒潮町社会福祉協議会との委託契約を締結し、準備作業を経て6月1日に開所式を迎えることができました。開所式では、地域の皆さんをはじめ

め関係地区の区長さんや民生委員さんに参加を賜るとともに、多数のボランティアの皆さんに式典の準備をしていただき、盛大で心のこもった開所式が執り行われ、地域の盛り上がりを実感してきたところでございます。

あったかふれあいセンター事業につきましては、高齢者福祉の充実、地域福祉対策の事業としてだけではなく、住民活動の手助けをする施設として積極的な活動を期待しているところでございます。

次に、三浦小学校改築工事についてでございます。

昨年8月に着工しました三浦小学校は4月27日に工事を完了し、連休明けの5月7日からは新しい校舎で授業を始めました。新校舎は、鉄骨2階建ての延べ床面積1,433.2平方メートルで、56人の児童が元気に登校しております。学校施設の耐震化状況は、繰越明許事業の佐賀小学校校舎および三浦小学校屋内運動場の耐震工事終了後の11月末には、耐震化率は80パーセントとなります。

今後の耐震化計画は、今年度の大方中学校、来年度の田ノ口小学校で、学校施設の耐震化は完了する予定でございます。

次に、高規格道路窪川佐賀道路の全線着工についてでございます。

一般国道56号窪川佐賀道路の全線事業化を記念して、平成24年5月26日に黒潮町総合センターにおいて、国道56号窪川佐賀道路全線事業化を祝う会を開催致しました。当日は、尾崎高知県知事、川崎四国地方整備局長、国会議員をはじめ、地元関係者のご出席を賜り記念式典等を取り行い、多くの町民の皆さまと喜びを分かち合いました。

窪川佐賀道路につきましては、現在本線工事に着手しております片坂バイパスを含め、四万十町中央インターチェンジから黒潮町佐賀を結ぶ、延長17.3キロメートルでございます。

また、現在整備をしております中土佐インターチェンジから四万十町中央インターチェンジにつきましては、本年度中に供用が予定されており、本町にとりましても、観光振興や地域経済の発展、活性化につながると大きく期待をしているところでございます。

今後も南海トラフ巨大地震に備え、緊急輸送道路としての機能、効果を発揮し、地域住民の安全、安心な暮らしを確保する命の道となります。高規格道路窪川佐賀道路の早期完成および、現在計画区間となっております佐賀から四万十市間の新規事業化、ならびに四国8の字ネットワークの早期整備に向けて、関係機関の皆さまと一丸となって取り組んでまいります。

次に、平成23年度決算見込みの概要についてでございます。

平成23年度の一般会計を基本とする普通会計の決算は、積極予算の中でも財政健全化に努めた結果、2億円を減債基金へ積み立てた上に、歳入歳出を単純に差し引いた形式収支が2億5,000万円程度になる見込みです。このうち、繰越財源約1億5,000万円を差し引いた実質収支が1億円程度の黒字となる見込みです。

なお、将来負担軽減のため、繰り上げ償還の財源として減債基金より約1億5,000万円の繰り入れを行っております。

次に、国保などの特別会計でございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、3,000万円を超える赤字となるため、24年度の国庫支出金の財源により繰上充用を行う補正予算を出納閉鎖の5月31日付で専決し、議会の承認をいただく提案をさせていただいております。

そのほかの特別会計では、それぞれ黒字となる見込みとなっております。

今後も、南海地震対策を中心に大型事業を計画しており、起債残高も増加すると予想されますので、今まで以上に健全な財政運営を心掛けなければならないと考えております。

今後も、議員の皆さまをはじめ、町民の皆さま方のご協力をよろしくお願い致します。

以上、行政報告とさせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで町長の発言を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、1番、小松孝年君、2番、下村勝幸君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、6月6日から6月15日までの10日間にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従って、会期は10日間に決定しました。

ここで議長を交代致します。

副議長（小永正裕君）

議長を交代致しました。

これから、議案第1号、平成23年度黒潮町立佐賀小学校校舎耐震補強・改修工事の請負契約の変更契約の締結についてを議題としますが、この件につきましては、地方自治法第117条の規定により、山本久夫君は除斥の対象となりますので、従いまして山本久夫君の退場を求めます。

日程第3、議案第1号、平成23年度黒潮町立佐賀小学校校舎耐震補強・改修工事の請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、提案理由説明をさせていただきます。

議案第1号、平成23年度黒潮町立佐賀小学校校舎耐震補強・改修工事の請負契約の変更契約の締結についてでございます。

この工事につきましては、実施設計段階で黒潮消防署から消防設備の改善の指摘や、学校長および設計業者との現場協議により当初予算をオーバーしたため、平成24年3月議会で追加補正をしたところでございます。その関係で、一度に入札ができませんでした。

よって、このたび平成24年3月、第7回黒潮町議会定例会において議決を受けました議案第121号、平成23年度黒潮町立佐賀小学校校舎耐震補強改修工事の請負契約の締結についての契約内容の変更をしたいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、平成23年度黒潮町立佐賀小学校校舎耐震補強改修工事。契約の方法は指名競争入札で、変更した内容は1,812万9,300円の増額で、変更後の契約金額が9,687万9,300円でございます。

契約の相手方は、高知県幡多郡黒潮町佐賀2988番地、山本建設株式会社、代表取締役山本修さんで、変更理由は、渡り廊下、屋根改修工事等の追加等でございます。

なお、変更理由が多くございますので、別紙として変更理由の一覧表を添付させていただいております。参照いただければと思います。

副議長（小永正裕君）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

議案第1号、平成23年度黒潮町立佐賀小学校校舎耐震補強・改修工事の請負契約の変更契約の締結についての質疑はありませんか。

下村君。

2番（下村勝幸君）

町長の方からですね、変更理由についてご説明あったんですが。

もう少し詳しいところですね、1番から9番まで出てるんですが、もう少し詳細をお聞かせください。

副議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

詳細につきましては、参考資料の方をお開きください。

参考資料の1ページ目にですね、まず場所等の説明をさせていただきます。

1ページ目の所に、赤く塗ってる部分が、今回請負契約の変更をする部分になります。

まず、1番目の渡り廊下の屋根改修工事の追加なんですけれど、右の端に17号棟というふうにありますけれど、この部分と12号棟、その左側の所へありますが、その屋根の部分がですね腐食して、もうかなりの年数がたっておりまして、その分についてやり替えをするものです。

2番目のパッケージ型消火設備工事等の追加なんですけれど、1枚めくっていただきまして2ページをお開きください。右側の方ですね、真ん中辺の所にですね、パッケージ型消火設備工事の追加ということで、それぞれの所に矢印を振っておりますけれど、1階部分と2階部分。また、東棟について8カ所の追加をするようになっております。これは、今までの消火設備の方がですね、水圧の方が若干足りないということで、パッケージ型に変更するようになったものでございます。

3番目の各教室等の床改修工事等の追加でございますが、これは2ページから4ページ目に、それぞれの教室の所に床改修工事等の追加ということであります。これもかなり年数がたっておりまして、床の方が悪くなっておりますので、その改修を行うものです。また、このことによりまして、国の方の大規模改造の補助金の方も受けられるようなことになっております。

4番の階段手摺り落下防止工事の追加でございますけれど、これは2ページ目の所にですね、左側の下の方に階段手摺り落下防止工事の追加という所が書いております。階段の内側の部分になる部分が柵になっておりますけれど、その部分にですね、今度入学してきた子どもが割と小柄な子ですので、落ちないようにということで落下防止のことを今回付けるようにしております。

5番の特別教室の洗面化粧台を壁掛けから洗面器・鏡に変更ということなんですけれど、2ページ目の真ん中の上の方にですね、特別教室の洗面化粧台、壁掛け洗面器・鏡に変更等ということで書いております。これは、先の請負工事の中で実施設計でやっておったんですけれど、工事をしよう最中にですね、やはり子どもに合わすような改修が必要ということがちょっと出てきましたので、今回変更したものでございます。

6番の外壁調査・外壁吹付塗装工事等の追加なんですけれど、これはもともと当初の中でですね、最初の請負契約の中では予算的にこの部分まで回らなかったんで、今回、全体実施設計をくびった中では、外壁の塗装工事等も当然せないかんわけだったんですけれど、平成23年度の当初予算の中で予算額が足らなかつたので、今回、3月補正していただいた分で追加をさせていただく分になります。

7番の階段手摺り取付け工事の追加なんですけれど、これも先ほど言いました、4月に入学された子どもさんのためには若干今までの手摺りが高かったもので、体に合わせた所へ設置するようにしたものでございます。

8番の軒天吹付塗装工事等の追加なんですけれど、これも実施設計をくびった段階ではですね、必要だったんですけれど、当初予算に足らなかったもので、3月補正の予算を受けまして今回変更を行ったものでございます。

9番の強化ガラス改修工事等の追加なんですけれど、これは17号棟、ページ数で言いますと4ページ目の所に17号棟ということを書いております。この17号棟につきましては、先の入札の段階では予算的に足らなかったもので保留しておったんですが、今回ですね、どうしても床の改修等、また強化ガラス等、また外壁等も含めてですね、17号棟全体については今回追加さしていただいております。

以上で説明を終わります。

副議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

山崎君。

8番（山崎正男君）

私は、なおこの改修に向けて、この9点の中で金額的にはどういう割合になっちゃうかを教えてもらえたらありがたいです。

副議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

概算で、大体100万単位ぐらいでいきたいと思いますが。

外壁で600万ぐらいですね。

主なところだけ言わせていただきます。

（山崎議員から「順番に」との発言あり）

順番にですか。

渡り廊下はですね、少ないですので、何十万という単位になってきますので、額は、そういうことでさせていただきます。

パッケージですけど、パッケージは500万余りということになってきます。

床改修ですけど、まあ500万ぐらいですね。

階段手摺りですけど、これは数万。まあ10万、20万以下ぐらいでございます。階段手摺り落下防止工事です。

特別教室の洗面化粧台ですけど、これはほんと数万。2、3万というところでございます。

外壁吹付塗装工事等の追加ですけど、600万余りになってきます。

階段手摺り工事の追加ですけど、これは10万未満の金額になってきます。

軒天吹付塗装工事等の追加ですけど、4万ぐらいになってます。

9番の強化ガラス改修工事等の追加でございますが、100万程度になってきます。

以上でございます。

副議長（小永正裕君）

山崎君。

8番（山崎正男君）

今の金額を大体合計したら、この変更金額になるわけですかね。

副議長（小永正裕君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

はい。今の金額を合計しまして、1,812万9,300円ということになってきます。

副議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

池内君。

13番（池内弘道君）

5月10日に南海トラフ巨大地震による津波浸水予測が公表されまして、佐賀小学校、中学校、保育園が浸水地域に入っていることになってます。そのため、恐らく町長の方も中長期的に公共施設の高台移転等も考えられていると思いますが。

それにおいて、今回必ずしもこの改修工事が小学校において必要な経費なのかどうなのか。

そのあたりをお願いします。

副議長（小永正裕君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

議員がおっしゃられますように、中長期計画にはですね、佐賀地域の小中学校を高台へという要望もですね、先日致したところです。

この内容を見ていただきますと、基本的にはですね、まあ改修部分の金額についてはそれほど多くはないと。それと、どうしても普通の学校生活の中で必要な部分が大部分であるという判断をしてですね、今回の改修ということに致しました。

副議長（小永正裕君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで議案第1号の質疑を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

従いまして、本案は委員会付託を省略することに決定致しました。

これから討論を行いません。

議案第1号、平成23年度黒潮町立佐賀小学校校舎耐震補強・改修工事の請負契約の変更契約の締結についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで議案第1号の討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承ください。

議案第1号、平成23年度黒潮町立佐賀小学校校舎耐震補強・改修工事の請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従いまして、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第1号の審議がこれで終了致しましたので、山本久夫君の入場を許可致します。

山本久夫君は入場してください。

ここで議長を交代致します。

山本久夫君は議長席にお戻りください。

議長 (山本久夫君)

議長を交代しました。

日程第4、議案第2号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長 (大西勝也君)

提案理由の説明をさせていただきます。

議案第2号、教育委員会委員の任命についてでございます。

今回、委員の任命をお願いしたい方は、黒潮町伊田878番地2の都築武夫さんでございます。都築さんはこれまで委員として務めていただいております。まじめで人望も厚く、委員にふさわしい方でございます。従って、都築さんを教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、都築さんの全任期は平成24年5月16日まででしたので、本来でございましたら3月議会で任命の同意を求めていなければならなかったところでございますが、手違いで3月議会で提案ができておりませんでした。従って、空白期間が生じますが、任期は議決日から4年間となっております。今後はこのようなことがないように、適正な事務執行に努めてまいりたいと思っております。

よろしくお願ひ致します。

議長 (山本久夫君)

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、会議規則第38条第2項の規定によって委員会付託を省略した

いと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

また、本案件は人事案件です。慣例に従い、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場を閉鎖します。

ただ今の出席議員は14人です。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に11番、森治史君、12番、宮川徳光君を指名します。

議案第2号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

投票用紙をお配りします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配付漏れなしと認めます。

投票箱をあらためます。

森君、宮川君、投票箱の確認をお願いします。

異状はありませんか。

(なしの声あり)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案は原案のとおり都築武夫君を任命することについて、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。投票中、賛否を表明しない投票および賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、否と見なすこととなります。

1番議員から順次投票をお願いします。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

森君、宮川君、立会をお願いします。

開票の結果を報告します。

投票総数14票。

そのうち、有効投票14票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、賛成14票、反対ゼロ票。

以上のとおり、賛成全員です。

従って、議案第2号、教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

(山崎議員から何事か発言あり)

山崎君。

8番(山崎正男君)

ちょっと意見がありますので、小休止、ちょっとお願いできますか。

議長(山本久夫君)

暫時休憩します。

休 憩 9時 50分

再 開 9時 51分

議長(山本久夫君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の出入口を開きます。

日程第5、議員提出議案第13号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例について、および議員提出議案第14号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則についてを一括議題とします。

提案趣旨説明を求めます。

提案者、総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長(森 治史君)

皆さまのお手元に資料は配られておりますが、ここで趣旨へ。

初めに、議員提出議案第13号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についての提案趣旨説明を行います。

平成24年4月1日付の機構改革により、新たに情報防災課が新設されました。同課の事務を総務常任委員会に所管させるため、委員会条例の一部を改正するものです。

なお、施行は公布の日からとし、平成24年4月1日から適用するものとします。

次に、議員提出議案第14号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案趣旨説明を行います。

地方自治法第190条第7項の規定では、(常任委員会は議会の議決すべき事件のうち、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する者につき議会に議案を提出することができる。ただし、予算についてはこの限りではない。)とされており、これまでもそのような運営をしてまいりました。

この度、議会会議規則に委員会が議案を提出するときの規定を加え、議会会議規則を整備しようとするものです。

以上で提案趣旨説明を終わります。

議長(山本久夫君)

これで議員提出議案第13号および議員提出議案第14号の提案趣旨説明を終わります。

お諮りします。

ただ今議題となっております議案については、全員協議会で協議の上ご確認いただいたとおり、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

従って、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承ください。

初めに、議員提出議案第13号、黒潮町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議員提出議案第14号、黒潮町議会会議規則の一部を改正する規則についてを採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、議員提出議案第14号は原案のとおり可決されました。

この際、10時10分まで休憩します。

休 憩 9時 56分

再 開 10時 10分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）から、議案第13号、債権の放棄についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（大西勝也君）

それでは、提案理由説明をさせていただきます。

本議会に提案致します議案は、議案第1号、平成23年度黒潮町立佐賀小学校校舎耐震補強・改修工事の請負契約の変更契約の締結についてから、議案第13号、債権の放棄についてまでの13議案でございますが、第1号議案と第2号議案は先ほど分割で提案、可決いただきましたので、残りの11件について説明させていただきます。

11件の内訳は、先月処分の承認を求めることが4件、条例の制定が1件、条例の一部改正が1件、未処分利益剰余金の処分が1件、平成24年度補正予算案が2件、土地の取得が1件、債権の放棄が1件となっております。

まず、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）でございます。

この専決処分は、地方税法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、黒潮町税条例の一部も24年3月31日付で改正し4月1日から施行することが必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるとでございます。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

この専決処分も、地方税法の一部を改正する法律等が平成24年3月31日に公布され、4月1日から施行さ

れることに伴い、黒潮町国民健康保険税条例の一部も24年3月31日付で改正し4月1日から施行することが必要となったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて（平成23年度国民健康保険事業特別会計補正予算）でございます。

この専決処分は、平成23年度の国民健康保険事業特別会計予算に不足額が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第6号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度国民健康保険事業特別会計補正予算）でございます。

この専決処分は、平成23年度の国民健康保険事業特別会計予算に、療養給付費等の増加により歳入不足が生じたため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成24年度の国民健康保険事業特別会計予算から繰上充用を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を致しましたので、同条第3項の規定により報告するとともに議会の承認を求めるものでございます。

次に、議案第7号、黒潮町特別職の職員の給与の特例に関する条例の制定についてでございます。

現在、地域経済や財政状況の厳しさにかんがみて、特別職の給与カットを実施しているところでございますが、今後も南海地震対策等に多額の財源が必要となることから、引き続き特別職の給与カットを実施するために条例制定を行うものでございます。

カット率は、町長が10パーセント、副町長が5パーセント、教育長が5パーセントで、これまでと同様でございます。

なお、期間は平成24年7月1日から、平成25年度末の平成26年3月31日とさせていただきます。

次に、議案第8号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例についてでございます。

この改正は、上位法である住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、所要の整備を行うため改正するものでございます。

なお、この条例の施行は平成24年7月9日からとなっております。

次に、議案第9号、平成23年度黒潮町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。

この件につきましては、平成23年5月2日に地方公営企業法の一部改正が公布されたことにより、平成24年4月1日以降に行われる平成23年度の決算からは、利益および資本剰余金の処分は条例または議決によらなければならないとされました。このため、本町では条例化はせずに議会の議決を得て処分することと致しましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第10号、平成24年度黒潮町一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ1億3,500万1,000円を追加し、歳入歳出総額を86億3,500万1,000円とするものでございます。

この補正の概要は、去る3月31日に南海トラフの巨大地震による震度分布と津波高の推計が内閣府から公表されたことを受け、避難道整備のさらなる加速化、津波避難計画の見直しや地域担当制など防災対策の充実強化を目指すとともに、災害に強いまちづくり、福祉サービスの向上に向けての道筋を見いだすための事業実施ベースとなる住民意識調査や目標値の数値化、データ化、自立電源を確保した防災型スマートコミュニティを目指す内容となっております。

主な項目と致しましては、2款総務費では概要で申しあげました防災型コミュニティーを目指すため、6目企

画費に1,010万4,000円の補正をさせていただきました。

3款民生費では、保育所の窓ガラス飛散防止対策として、3目児童福祉施設費に574万円を計上。

8款土木費では、国、県の支援を受け、津波避難路整備の加速化を図るため、社会資本整備事業から都市防災総合推進事業へ補助事業の組み替えを行い、それぞれの項目で調整させていただきました。

内容は、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費を1,900万円減額し、5項都市計画費、2目都市環境整備事業に1億778万円と、大幅な増額補正をさせていただきました。

また9款消防費では、町内浸水区域の水準測量や津波避難計画の策定、衛星携帯電話購入など、地震津波対策として4目防災費に2,061万4,000円を補正させていただきました。

一方、歳入は、それぞれの事業に対する国、県の支出金や、緊急防災、減災事業債等の特例財源ですべて賄うことができ、一般財源である財政調整基金借入金も347万円減額補正することができました。

次に、議案第11号、平成24年度黒潮町給与等集中処理特別会計補正予算についてでございます。

この補正予算は、既決の予算に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出総額を16億9,231万円とするものでございます。

内容は、防災対策に特化した地域担当制に対する職員の時間外手当を補正するものでございます。

次に、議案第12号、土地の取得についてでございます。

この土地取得につきましては、現在進めております、さが道の駅の整備に伴う施設整備の売買契約が整いましたので、土地の取得をするために地方自治法第96条第1項第8号、および黒潮町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、効力の発生は議会議決後となります。

また、所在地、買収面積および取得価格等は議案書にあるとおり、黒潮町佐賀字十六代1298番外32筆で、面積が6,861平方メートル、取得価格は5,172万円、契約の相手方は19名となっております。

次に、議案第13号、債権の放棄についてでございます。

この件は、よこはま水産関係に係る債権の放棄でございますが、相手方の死亡、連帯債務者4名の破産、および相続人全員の相続放棄により返済等が期待できる要素がなくなったため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、債権放棄の内容、債権放棄の金額は、高知地方裁判所中村支部事件番号平成19年（ル）第30号に係る求償金3億455万2,837円と水道料金滞納分の290万5,520円で、合計が3億745万8,357円となっております。

また、このほかに水産施設使用料の滞納分420万円がございますが、この使用料は公債権となりますので、平成24年度の不納欠損金として処理させていただくこととなります。このような事情でございますので、ご理解のほどよろしくお願い致します。

これで提案説明を終わらせていただきます。

なお、この後副町長ならびに担当課長等に補足説明をさせますが、議案第7号、議案第11号および議案第13号につきましては、補足説明がございませんのでご了承下さい。

慎重なご審議をよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

税務課長。

税務課長（米津芳喜君）

それでは議案書の5ページから9ページにあります、議案第3号、黒潮町税条例の一部を改正する条例につ

いての専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、黒潮町税条例の一部を平成24年3月31日付で改正し、4月1日から施行することが必要となったため改正するものです。

新旧対照表は、参考資料の6ページから14ページに記載しています。

それでは条を追って、その主な改正内容について新旧対照表6ページからご説明させていただきます。

6ページの第36条の2は、年金所得者の寡婦（寡夫）控除に係る申告手続きの簡素化を図るものです。

7ページの第54条および付則第10条の2は、地方税法施行規則の改正に伴う条項番号の整理となっております。

8ページの付則第11条の2は、平成24年度固定資産税の評価替えに伴う負担調整措置の延長による条文の整理となっております。

9ページから11ページ中段の付則第12条では、平成24年度から26年度までの負担調整措置の見直しで、商業地については平成21年度から23年度までの仕組みを継続し、住宅用地については負担水準80パーセント以上の住宅用地の課税標準額を前年度課税標準額に据え置く措置を廃止することとなっております。ただし、経過措置として平成24年度分および25年度分の固定資産税については、負担水準90パーセント以上の住宅用地の課税標準額を前年度課税標準額に据え置くこととなっております。

11ページ中段の付則第13条は、農地に対して課する固定資産税の特例について3年延長するものです。また付則第15条は、特別土地保有税の課税の特例について3年延長するものです。

12ページ中段から13ページの付則第22条の2は、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を追加するものです。居住用財産の買い替え特例等について、東日本大震災により居住用家屋が滅失した場合には、一定の要件の下、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を、東日本大震災があった日から同日以後7年を経過する日の属する年の12月31日までの間に延長するものとなっております。

14ページの付則第23条は、地方税法の改正による条文の整理および追加であります。東日本大震災に係る住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の控除額等の特例の創設となっております。東日本大震災により、その有していた自己の居住用家屋が滅失等をして、居住の用に供することができなくなった納税義務者が、住宅の再取得または増改築等をした場合において、所得税における東日本大震災に係る特例措置の適用を受けたときは、現行の町民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とするものです。

なお、以上の改正は、原則として平成24年4月1日から施行することになっていますが、適用施行期日を別に定めている項目については、その施行期日を適用するものです。

これで議案第3号の補足説明を終わります。

続きまして、議案書の10ページから11ページにあります、議案第4号、黒潮町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、黒潮町国民健康保険税条例の一部も平成24年3月31日付で改正し、4月1日から施行することが必要となったため改正するものです。

新旧対照表は、参考資料の15ページに記載しています。

この改正は、付則19項を追加するもので、先の議案第3号でご説明致しました黒潮町税条例の一部改正の付則第22条の2と同様に、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例を追加するものです。なお、この条例の施行期日は平成24年4月1日となっております。

以上で、議案第4号の補足説明を終わります。ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは私の方から、議案5号、6号および8号についてご説明申し上げます。

まず、議案第5号、国民健康保険事業特別会計における先決処分についてご説明致します。

平成23年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,430万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,421万6,000円に専決処分をしたものでございます。

すいません、予算書では黄色の、23年度、第1号になります。の中で、10ページをお開きください。

歳出でございますが、7款1項1目、高額医療費共同事業医療費拠出金400万の増額補正、および2目保険財政共同安定化事業拠出金1,100万円の増額補正となっております。これは、先の補正予算において見込み誤りによる不足額が生じたので、補正をさせていただいたものです。

次に、8ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目、一般被保険者国民健康保険税、および2目、退職被保険者等国民健康保険税ですが、収入増が見込まれましたので33万円と509万円、および積立金利子分20万円を増額補正としたものでございます。

次に、9款1項2目、基金借入金ですが、これにしましても見込み誤りがございましたので、635万3,000円減額補正をしたものでございます。

戻りまして、3款2項1目、財政調整交付金ですが、税、利子、繰入金の合計が73万3,000円減額となることから、歳入額1,430万円となるよう調整しまして1,503万3,000円を増額補正し、歳入歳出それぞれ19億3,421万6,000円に専決処分したものでございます。どうかよろしくお願い致します。

続きまして、議案第6号、同じく黄色のやつでございます。6号議案、平成24年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号についてご説明を致します。

平成24年度黒潮町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,247万8,000円に専決処分したものでございます。

8ページおよび9ページをおめくりください。

補正の内容につきましては、平成23年度黒潮町国民健康保険特別会計決算見込みで、歳入が歳出に対し3,400万円不足することから、先ほど町長も申し上げましたけれども、地方自治法施行令第166条の2により繰上充用をしなければなりませんので、国庫支出金を調整し増額補正を行い、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億5,247万8,000円に専決処分をさせていただいたものでございます。どうかよろしくお願い致します。

続きまして、議案第8号、黒潮町印鑑条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

新旧対照表は16ページになりますが、ここでは上位法の改正によるものでございますので、改正のポイントをご説明させていただきます。

これまで日本の国籍を有しない者について適用を除外している現行の住民基本台帳法が改正されまして、外国人住民についても住基法の適用対象に加えられることとなりました。この結果、日本人と同様に外国人住民についても住民票が改正され、印鑑の登録もできることとなったことにより改正するものでございます。

なお、施行が7月の9日となっているのは、関連する入管法等の改正法の施行日が同年7月9日となっているため、本条例につきましても7月9日からの施行となるよう改正させていただいたものでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

それでは、議案第9号でございます。議案書の20ページをご覧ください。

平成23年度黒潮町水道事業特別会計未処分利益剰余金の処分についてでございますが、先ほど町長からもありましたように、平成23年5月2日に地方公営企業法の一部改正がございまして、これまでの未処分利益の剰余金20分の1を下らない金額を法定積立金として積み立てるその義務が廃止されました。条例の定め、または議会の議決を経て、処分できることとなりました。

黒潮町と致しましては、条例化はせずに議会の議決を得て処分することと致しましたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、未処分利益剰余金の1,567万85円のうち560万円を減債基金に積み立て、残りを繰り越すことについて議会の議決を求めるものでございます。なお、積み立て後の平成23年度末の減債積立金の合計金額は5,800万円となります。

以上、ご審議をよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

それでは私の方から、議案第10号、平成24年度黒潮町一般会計補正予算（補正第1号）につきまして説明をさせていただきます。

議案書の21ページでございますが、補正予算第1号に基づきまして説明させていただきますので、1ページの方をお開きください。予算書の1ページでございます。表紙は白でございます。よろしいでしょうか。

この補正予算第1号は、既決の予算に歳入歳出それぞれ1億3,500万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ86億3,500万1,000円とするものでございます。

また、第2条で地方債の補正をし、変更後の限度額を16億220万円とするものでございます。

この予算の概要につきましては、冒頭町長の提案説明がありましたように、平成24年3月31日に南海トラフの巨大地震による震度分布と津波高の推計が内閣府から公表されたことを受けて、避難道整備のさらなる加速化、津波避難道計画の見直しや地域担当制などの防災対策の充実強化を目指すとともに、災害に強いまちづくりを推進する内容となっております。

まず、歳出の事項別明細書から説明致します。16ページをお開きください。

2款総務費でございます。1,629万3,000円補正し、13億3,308万6,000円とするものでございます。

この主な要因は、職員の地域担当制の導入による時間外の増と、新規事業としてスマートコミュニティ構想普及支援事業調査委託の増によるものでございます。

主な項目を申し上げます。

まず、1項総務管理費の1目一般管理費でございます。234万円補正致しました。主なものとしましては、3節の職員手当の200万円でございます。これは先ほど説明申し上げましたとおり、職員の地域担当制に伴う時間外手当でございます。

次に、6目企画費でございます。1,010万4,000円を補正致しました。この主な内容は、スマートコミュニティ構想普及事業を推進するために必要な経費となっております。

まず、8節報償費でございます。203万4,000円補正致しました。これは、スマートコミュニティ構想策定検

討委員会委員の報償費でございます。委員は22名を予定をしております、年に4回の開催を考えておるところでございます。

次に、9節旅費169万4,000円でございます。これは職員の行動旅費に66万2,000円と、検討委員の費用弁償103万2,000円となっております。

次に、13節委託料597万5,000円でございます。これはスマートコミュニティ構想普及支援事業計画を策定するために、専門業者に委託する経費でございます。

次に、11目情報化推進費でございます。178万1,000円補正致しました。これは15節工事請負費で143万3,000円でございます。内容は、スマートコミュニティ構想の実証実験を行うため、町単独で電気自動車の充電器2台を設置する経費でございます。

次に、2項徴税費、1目税務総務費でございます。7節賃金に143万5,000円補正致しました。これは税務職員の産休に伴う代替職員としての臨時職員を雇用するための経費でございます。

次に、3款民生費でございます。574万円補正致しました。19億6,525万円とするものです。

内訳は、3目児童福祉施設費で、15節工事請負費として407万6,000円、18設備品購入費として103万4,000円、それぞれ補正致しました。15節工事請負費は、地震対策として全保育所の窓ガラスに飛散防止フィルムを張る工事でございます。フィルムを張る面積は、4保育所全体で約1,000平方メートルを考えておるところでございます。

次に、18節備品購入費でございますが、これは園児の避難用として、お散歩カー6台を購入するものでございます。このお散歩カーにつきましては、当初予算で2台分を購入することとしておりましたので合わせて8台となり、各保育所に2台を配備する計画でございます。

次に、6款農林水産業費でございます。112万4,000円補正し、5億8,003万9,000円とするものでございます。

18ページをお開きください。

まず、1項農業費、3目農業振興費で、19節負担金補助及び交付金に65万6,000円補正致しました。この内容は、農業振興として花卉（かき）栽培農家のハウス整備に補助を行うものでございますが、これは県の事業を活用して、規模拡大農家1戸と新規就農者1戸に、それぞれ支援をすることとしております。

次に、2項林業費でございます。2目林業振興費でございます。19節に負担金補助及び交付金として46万8,000円補正致しました。これは、イノシシなどの鳥獣から農作物の被害を防止するために、トタンや金網などの購入に対して補助をしているところでございますが、住民からの要望が当初予算見込みより多くあったため、補正をさせていただくものでございます。

次に、8款土木費でございます。8,932万6,000円と大幅に増額補正をし、8億9,888万3,000円とするものでございます。

まず、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費でございます。ここでは15節工事請負費を1,900万円減額補正致しました。これは冒頭、町長からも説明がありましたが、国の補助金の関係で、社会資本整備事業から都市防災事業へ補助事業の組み替えを行ったことによる減額でございます。

次に、2目道路新設改良費でございます。ここでは予算の増減はありませんが、委託料1,400万円を減額補正し、15節工事請負費に1,400万円を追加補正致したところでございます。これは、社会資本整備交付金が町の要望より割り当てが少なかったため、当初13節で町道の橋りょう点検委託を計画しておりましたが、道路の改修が急がれる所があり、15節工事請負費に増額補正したものでございます。

次に、5項都市計画費、1目都市計画総務費でございます。額は少ないですが、1節報酬に8万円補正致しま

した。これは現在、国道 56 号改良に伴う入野駅前多目的広場整備計画をコンサルに委託して策定しているところでございます。この計画策定に当たっては、職員を中心に検討委員会を立ち上げているところでございますが、委員に商工会と NPO 砂浜美術館を加えることになりましたので、2 人の 7 回分を補正したものでございます。

次に、2 目都市環境整備事業費でございます。1 億 770 万円と大幅な増額補正を致しました。これは、先ほど説明致しました国の補助事業の関係でございますが、特に本町は、3 月 31 日に南海トラフの巨大地震による震度分布等津波の推計が内閣府から公表されたことから、避難道整備のさらなる加速化を求められることになりまして、国、県から大幅な補助金の増額を頂いたところでございます。

まず、13 節委託料でございますが、6,930 万円補正致しました。内容は、入野多目的広場整備測量設計委託に 850 万円。これは、地質調査と液状化対策の検討などを追加するものでございます。また、避難路測量設計委託として 6,080 万円を補正致しました。内訳は、町道の田端線ほか 7 路線などの測量設計委託となっております。

15 節工事請負費には 3,000 万円補正し、説明欄にありますように、町道井の岬線の舗装、入小前線の改修、西の窪避難路整備などの工事を計画致しました。

また、22 節補償補填及び賠償金に 840 万円補正致しました。内容は、町道整備工事に伴う家屋等の移転補償費でございます。補償内訳は、町道沢小畑線が倉庫 1 棟、家屋 1 棟の 2 件と、町道早咲田の口線の電柱移転補償 2 件となっております。

次に、20 ページをお開きください。

9 款消防費でございます。2,161 万 4,000 円補正し、7 億 4,618 万 1,000 円とするものでございます。内容は南海地震対策への取り組み強化となっております。

まず、1 項消防費、1 目常備消防費でございます。ここでは金額の補正はございませんが、国庫補助金増額による財源組み替えとなっております。

次に、2 目非常備消防費でございますが、19 節負担金補助及び交付金に 100 万円を補正致しました。これは、伊田少年クラブが物置とかテント、ガス発電機、ライフジャケット、トランシーバーなどの防災用品を購入する経費に補助するものでございます。なお、これは自治総合センターからの 100 パーセント補助となっております。

次に、4 目防災費でございます。2,061 万 4,000 円を補正致しました。まず、7 節賃金です。275 万 9,000 円補正致しました。これは、今後進めます避難路等の整備促進のため、用地関係の対応をしてもらう臨時職員 2 名を 7 月から雇用する経費でございます。

9 節旅費には 100 万円補正致しました。これは担当職員の行動旅費と、職員 2 名が東日本大震災の現地視察を行う経費でございます。

12 節役務費には、20 万円と少額でございますけれども補正を致しました。これは地震関係会議のテープ起こしとなっております。

13 節委託料には 1,075 万 7,000 円を補正致しました。これは町内の浸水区域の土地を 1 筆ごとに標高点をマップ化するとともに、ホームページに掲載する費用として 200 万円。また、各地区の津波避難計画等の策定委託に 875 万 7,000 円でございます。

15 節工事請負費には 100 万円補正致しました。これは、国土交通省が整備しています防災カメラを町も活用できるようにするための工事費でございます。

18 節備品購入費には 289 万 8,000 円補正致しました。これは、災害等緊急時に使用できる衛星携帯電話 12

台を整備する費用でございます。なお、この衛星携帯電話につきましては、平成23年度の12月補正で計上しておりましたが、全国的に注文が多くて23年度中で対応できなくなりましたので、新たに平成24年度で対応することとなったものでございます。

また、19節負担金補助及び交付金には200万円補正致しました。これは、蜷川地区が防災対策用としてガス発電機、車付き担架、折り畳みリヤカー、防除工具、救助箱などの備品を購入する費用に対して補助するものでございます。この補助金も自治総合センターからの100パーセント補助となっております。

次に、10款教育費でございます。90万4,000円補正し、7億4,889万8,000円とするものでございます。

ここでは、5項保健体育費、1目保健体育総務費です。これは町内のイベント用として持ち運びできるAEDを購入するために、18節備品購入費として40万円補正するものでございます。ちなみに、24年3月末現在で町内に整備されていますAEDは34台でございます。今回のこの1台を合わせますと35台となるところでございます。

続いて、歳入の事項別明細書を説明させていただきます。13ページへお戻りください。

まず、14款国庫支出金でございます。9,630万9,000円補正し、6億5,925万1,000円とするものでございます。これは歳出でも説明致しましたが、南海地震対策として国、県が都市防災総合推進事業交付金を重点配分してくれたことによるものでございます。

続いて、15款県支出金です。973万1,000円補正し、8億5,000万円とするものでございます。これも南海地震対策が主なものでございます。

次に、諸収入でございます。14ページをお開きください。

1,293万1,000円補正し、1億4,013万4,000円とするものでございます。この諸収入は、2節総務費雑入、9節消防費雑入とも、100パーセントの補助事業でございます。

次に、21款町債でございます。1,950万円補正し、16億220万円とするものでございます。この補正では、補助事業などの関係で起債を調整させていただきましたけれども、合併特例債を390万円、緊急防災減災対策事業を2,670万円増額し、過疎債を1,110万円減額調整した内容となっております。事業名をそれぞれ説明欄に記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

次に、13ページにまたお戻りください。

一般財源であります18款繰入金でございます。347万円の減額とし、2億7,553万3,000円とするものでございます。これは、町長からもありましたけれども、国の補助金や起債などの特定財源によってすべて補うことができた上に、当初予算の分まで調整ができたため、一般財源である財政調整繰入金を347万円減額補正することができたものでございます。

次に、第2表地方債の補正でございます。また9ページへお戻りください。

この補正は、道路整備事業債、都市整備事業債、防災対策事業債の限度額をそれぞれ調整し、補正前の限度額15億8,270万円を補正後は16億220万円とするものでございまして、その他の起債の方法、利率は変更ありません。なお、補正後の限度額は、14ページの21款町債の計と同額となるものでございます。

以上で補足説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、議案第12号の土地の取得について補足説明をさせていただきます。議案書23ページをお開きください。

かねてより推進してまいりました、さが道の駅整備計画につきましては、国土交通省をはじめ関係機関との実施協議が整い、高知県知事に申請していただきました都市計画法第29条の規定によりまず開発行為についても許可をいただき、過日、土地の地権者19名の方々と土地売買にかんする仮契約を締結したところです。

参考資料としまして配付させていただいております、土地の利用計画図をご覧いただきたいと存じます。5ページをお開きください。

さが道の駅に整備します施設としましては、農林水産物の直売所、レストラン、情報発信施設、および駐車場、トイレを計画しています。また併せて、施設内に緑地広場も整備し、屋外でのイベントや休憩施設に活用したいと考えています。

所在地買収面積および取得価格等につきましては、議案書のとおりでございます。

以上、さが道の駅建設に伴います施設用地として、地方自治法第96条第1項第8号、および黒潮町議会の議決に付すべき契約、および財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長（山本久夫君）

これで提案理由の説明を終わります。

ただ今議題となっております、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて（黒潮町税条例の一部を改正する条例）から、議案第13号、債権の放棄についてまでの質疑および委員会付託につきましては、7日の会議日程とすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会時間 11時 01分